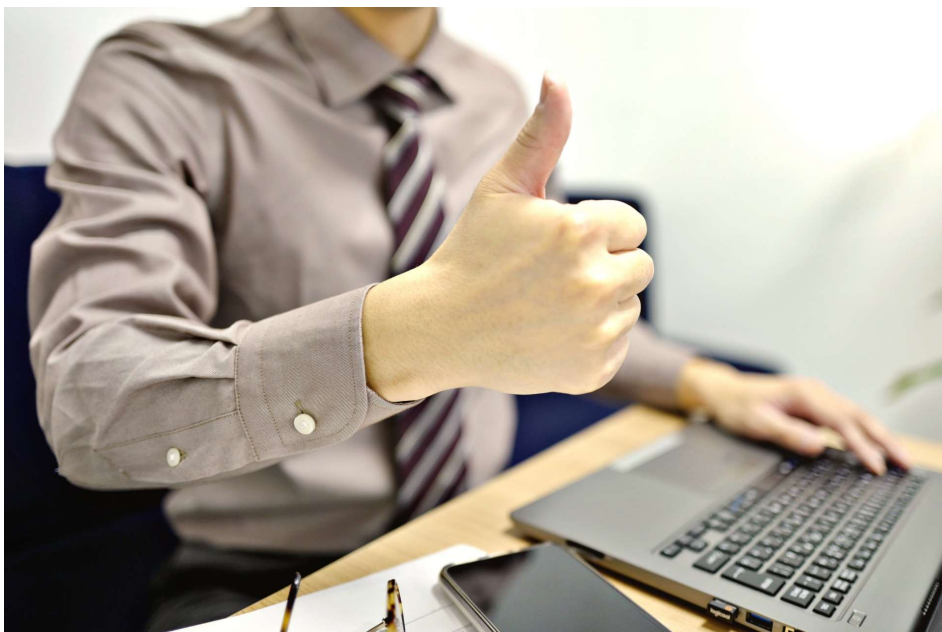


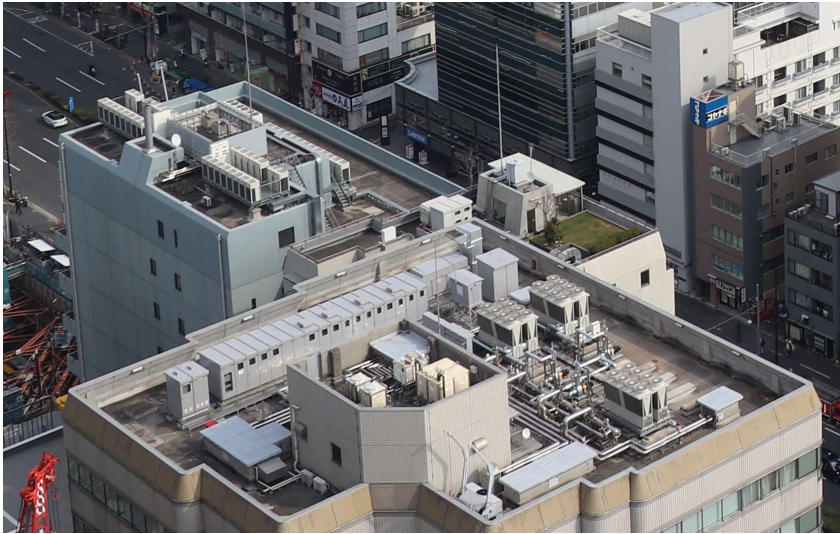


## 改正フロン排出抑制法

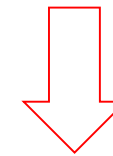
～管理者（機器所有者）の遵守事項～



# 管理者が準備する事項



管理者



指示

1. 台数の把握
2. 機器の種類と機器の大きさの把握
3. 機器リストの作成
4. 点検整備記録簿の作成（冷媒回路毎）

フロン排出抑制法の責任は管理者



# 機器使用時：管理者の遵守事項



1. 点検の実施（定期点検・簡易点検）
2. 点検結果を点検整備記録簿に記載
3. 機器修理・整備内容を点検整備記録簿に記載

点検整備記録簿の保存は機器廃棄後3年間



# 機器廃棄時：管理者の遵守事項



1. 行程管理制度による確実な冷媒の回収
2. 行程管理票A票（回収依頼書）、E票（引取証明書）の保存
3. 機器引取業者にE票（写）の交付
4. 点検整備記録簿に廃棄時の冷媒回収の記載

法改正により直接罰

法律で定められた書面の保存は機器廃棄後3年間

# 建物解体時：管理者の遵守事項

建物の大小に係わらず東屋以外は全て対象



法改正により直接罰

1. 工事発注者（管理者）はフロン類を回収せずに解体工事をしてはならない
2. 解体前に解体業者に冷凍空調機器の有無調査を依頼し、説明を受けその書面を保存\*
3. 冷凍空調機器がある場合は、通常の機器廃棄時と同様の措置を行う

\*書面：事前確認結果説明書の保存は機器廃棄後 3 年間

# 廃棄機器と保存書面の数と種類(事例)

## 書面の保存数と種類

### 法改正前

回収依頼書  
A票

50枚×3(年)=150枚  
指導・助言・勧告・命令

引取証明書  
E票

50枚×3(年)=150枚  
指導・助言・勧告・命令

### 法改正後

回収依頼書  
A票

50枚×3(年)=150枚  
不備時は直罰あり

引取証明書  
E票

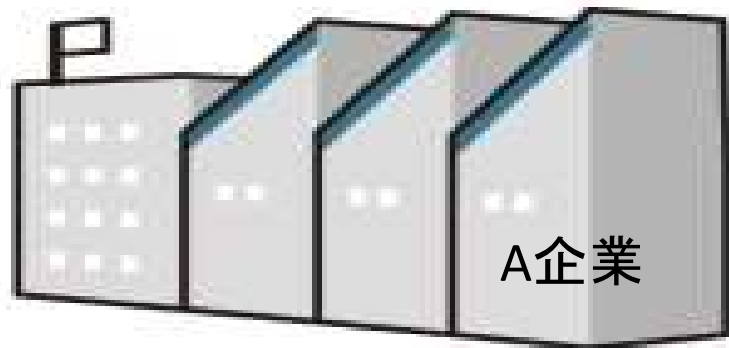
50枚×3(年)=150枚  
不備時は直罰あり

点検記録簿

50ファイル×3(年)=150ファイル  
定期・簡易点検・整備記録の全てのため枚数が多い  
指導・助言・勧告・命令

事前確認書

指導・助言・勧告・命令



## 冷凍空調機器1,000台所有のA企業例

平均廃棄機器 50台/年 (1,000台の5%)

業務用設備の耐用年数は9~12年ですので、  
機器の入替は平均して20年とします。

従って機器入替期間20年ですので、  
平均年間廃棄機器1年/20年=5%  
と仮定して計算します。



# 法改正ポイント

## 改正法では機器廃棄時の確実な回収

### Point

管理者は機器廃棄時には行程管理制度を遵守すること！（従来通り）

### Evidence

管理者が確実にフロンを回収したことを説明できる証拠が必要！

### Evidence無

フロン類を回収していないこととなり、即座に**刑事罰**となる！

## 都道府県立入検査とISO14001審査

立入検査もISO14001審査も状況把握のためには、機器リストの提出がまず最初に要求されると思われる。

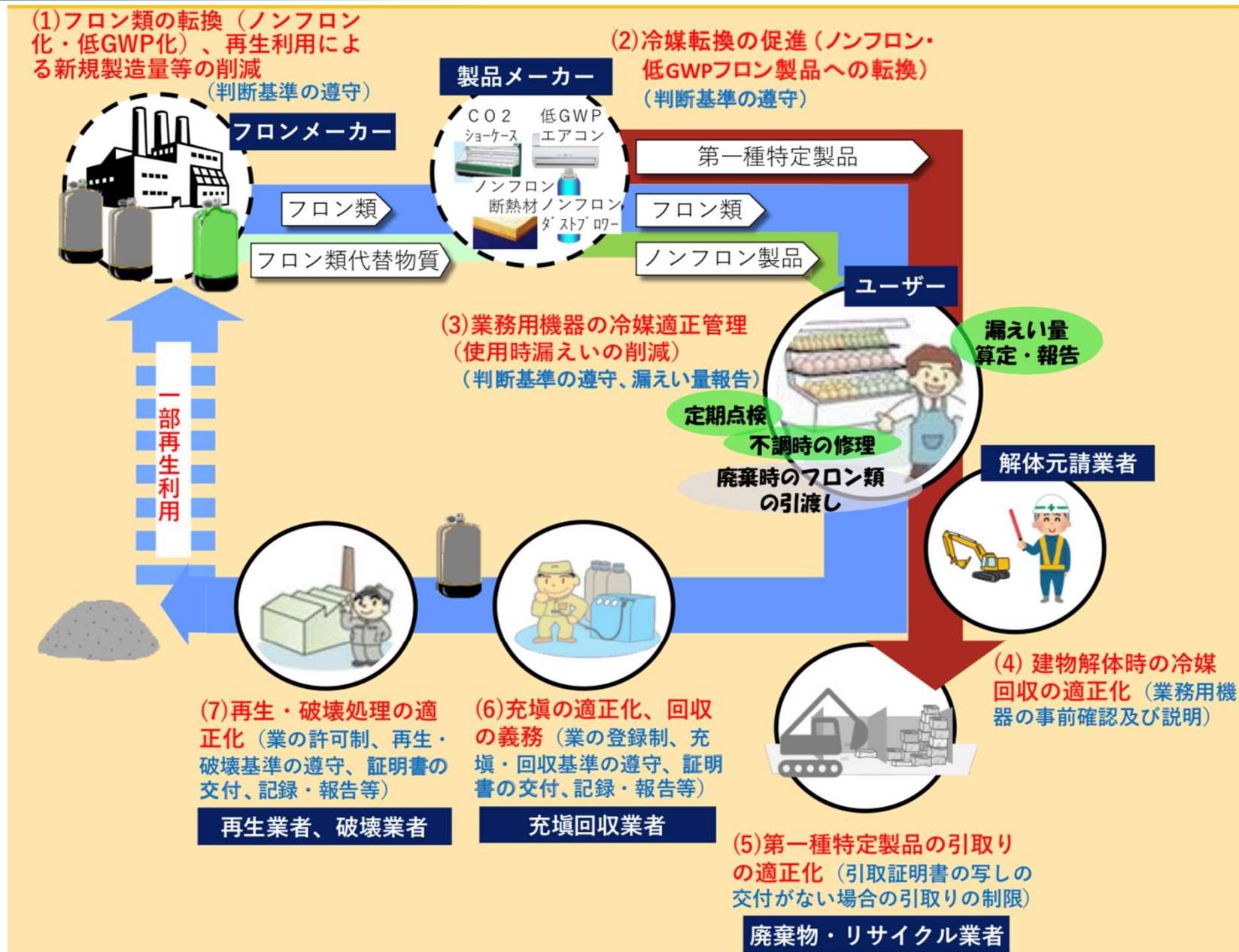
\*機器リスト：所有している全ての業務用機器と廃棄機器一覧リスト

### ISO14001審査(サーベイランス)認証機関からのコメント

今までは(法改正前)改善の指導で済ませていたが、今後は法律違反が発覚した場合は直ちに不適合を出すことになるだろう。

現在も水濁法における排水基準違反や大防法における排出基準違反に対しては直罰が科されることになっているため、ISO14001審査でも発覚した場合は一発で不適合を出している。

# フロン排出抑制法(参考)



出展: 令和2年 経済産業省 オゾン層保護等推進室 環境省 フロン対策室 運用の手引き 資料



# 管理者の判断基準:実施事項(参考)

---

平成27年4月からフロンを使用した業務用のエアコンや冷凍・冷蔵機器を点検することが義務付けられています。

- ① 機器を適切に設置し、適正な使用環境を維持し、確保すること
- ② 機器を点検すること
  - ・全ての機器は簡易点検(3ヶ月に1回以上)が必要
  - ・圧縮機定格出力7.5kW以上の機器は専門家による定期点検が必要
- ③ 点検の結果を記録
  - ・いつ、だれがどの機器を点検したか記録し、保存しておく
- ④ 算定漏えい量(フロンの漏えい量)の計算を行い、一定量以上は国へ報告
- ⑤ 機器を廃棄する時は行程管理票が必要

## フロン排出抑制法の改正（参考）

- ① 点検整備記録簿：機器廃棄後も充填回収業者がフロン類を引き取ってから3年間の保存義務
- ② 建物解体時：解体工事元請業者は事前確認結果説明書を工事発注者に交付、双方が3年間の保存義務
- ③ 冷媒を回収せずに機器を廃棄した場合・・・即座に50万円以下の罰金（直接罰）  
法第104条第二項
- ④ 行程管理票の未記載、虚偽記載、保存違反・・・30万円以下の罰金（直接罰）  
法第105条第二号～四号
- ⑤ 廃棄機器を引取業者に引き渡す場合は行程管理票の引取証明書の写しを交付の義務  
・・・未交付の場合は30万円以下の罰金（直接罰）  
法第105条第五号

直接罰：交通反則制度での行政処分と異なり、前科がつく刑事罰です。

# フロン排出抑制法の改正(参考)

---

## 直接罰対象

1. 機器から冷媒を回収せずに機器を廃棄
2. 行程管理制度による行程管理票の記載がない
3. 行程管理制度による行程管理票の記載虚偽・記載漏れ
4. 行程管理制度による書面の未交付
5. 行程管理制度による書面の紛失(未保存)
6. 廃棄機器の引渡時、引取業者に対して、フロン引取証明書の未交付

## 管理者の判断基準

廃棄機器の点検・整備記録簿をその機器からフロン類を充填回収業者に引き渡した日から3年間の保存



# 事前確認結果説明書例(参考)

伝票番号 K00000003  
 交付年月日 2020-03-10

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

## 第一種特定製品事前確認結果説明書

特定解体工事発注者  
 承諾済

### ■特定解体工事発注者

氏名又は名称	日本ラムズ 首都圏本部 東京第一営業所
住所	〒100-0001 東京都千代田区千代田001
電話番号	03-1111-2222

### ■特定解体工事元請業者

氏名又は名称	解体元請建設(株)
住所	〒104-0061 東京都中央区銀座
電話番号	03-
担当責任者 部署名:	工事部
氏名:	解体 太郎
担当責任者 電話番号:	03-

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第42条第1項の規定により、下記の工事において全部又は一部を解体する建築物等における第一種特定製品の設置の有無の確認結果について、下記のとおり説明します。

記

解体工事の名称	日本ラムズ 首都圏本部 東京第一営業所 解体工事
解体工事の場所	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

第一種特定製品(フロン類を使用する業務用冷凍空調機器)の設置の有無			
● あり		○ なし	
フロン類回収済み	フロン類未回収	○ 当初から設置なし ○ 撤去済み ○ 家庭用機器のみ	
エアコンディショナー	0 台	エアコンディショナー	2 台
冷蔵庫及び冷凍機器	0 台	冷蔵庫及び冷凍機器	0 台
※以下、発注者と受注者で協議の上、記載 ・フロン類回収済みの機器の引取証明書の写しの廃棄物処理業者等への交付 ○ 発注者が実施 ○ 受注者が実施	※以下、発注者と受注者で協議の上、記載 ・フロン類の回収 ● 発注者が実施 ○ 受注者が実施 ・フロン類回収後の引取証明書の写しの廃棄物処理業者等への交付 ○ 発注者が実施 ● 受注者が実施 ・フロン類の回収等に係る費用 ● 当初契約に計上 ○ 設計変更対象	※家庭用エアコン等の家電リサイクル法対象機器については、発注者の責任において事前に同法に基づき処理してください。	

上記解体工事における第一種特定製品の設置の有無に関する事前確認結果説明書の交付及び内容の説明を受け、確認しましたので承諾します。

特定解体工事発注者承諾: 管理 太郎

### ■コメント欄

第一種特定製品(エアコンディショナー)が2台ありました。